

第 54 回男女共同参画会議議題に関する意見

日本労働組合総連合会
副会長 芳野友子

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」等に関する要望

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項を確認するにあたり、いくつか要望をお伝えいたします。

先週 5 月 16 日に「政治分野における男女共同参画推進法」が成立しましたが、国政における女性議員の比率は、衆議院 10.1%、参議院 20.7%であり、第 4 次男女共同参画基本計画の 30%に遠く及んでいません。世界経済フォーラムが発表しているジェンダー・ギャップ指数において、わが国は 144 カ国中 114 位と主要先進国中最下位であり、特に政治分野では 123 位と大きく立ち後れています。この法律が、女性の参画推進に実効あるものとなるよう具体的な取り組みを強く求めます。

他方、女性活躍を標榜するわが国において、セクシュアル・ハラスメントへの認識の低さを露呈するような言動が繰り返され、国際的にも注目を浴びる事態となりました。世界各地では #Me Too に代表されるハラスメントの根絶を求める声が高まっており、今月末から開催される I L O 総会では、仕事の世界における暴力とハラスメントに関する討議も予定されています。

連合はすべての人の対等・平等、人権が尊重され、個性と能力が発揮される社会をめざして、セクシャル・ハラスメントや「性別役割分担意識に基づく言動」(ジェンダー・ハラスメント) および性的指向・性自認 (S O G I) に関するハラスメントなど、あらゆるハラスメントを許さない立場であります。今後は、I L O 総会での条約採択に向けて、国際労働組合総連合 (I T U C) の「ストップ! 仕事におけるジェンダーに基づいた暴力」キャンペーン運動など、ハラスメントなき社会を求める国内外の声の広がりや連帯し、運動していきます。

真の女性活躍を加速させていくため、男性中心型労働慣行からの脱却と共に、セクシャル・ハラスメントに限らずジェンダー・ハラスメントや性的指向・性自認 (S O G I) に関するハラスメントなど、すべてのハラスメントに関して罰則規定も視野に入れた禁止措置の法制化など、法整備をご検討願います。

以 上